



湯川順子

増田正人・黒川俊雄・小越洋之助・真嶋良孝著

『国民的最低限保障 (ナショナル・ミニマム) ——貧困と停滞からの脱却』

(大月書店、2010年)

1. はじめに

日本において、2000年代半ば以降、急速に貧困が社会的な問題となった。行き詰まり感や先の見えない不安が社会を覆い、社会に対する信頼がゆらいでいる。本書は、「今日の日本の貧困と停滞がアメリカが主導するグローバル化の結果としてもたらされている」とした上で、脱却する方策として「もう一つのグローバル化」という視点から国民的最低限 (ナショナル・ミニマム) 保障を論じるものである。本書のいう「もう一つのグローバル化」とは、①ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の具体化と②全国一律最低賃金制を軸とするナショナル・ミニマム (国民的最低限保障) の確立という2つの柱からなる。この視点から、貧困と停滞からいかに脱却すべきかが各章で展開される。

2. 本書の構成

本書は以下のような構成となっている。

まえがき

第一章 グローバル経済・金融危機と格差・貧困の広がり (増田 正人)

第二章 グローバル化に対してナショナル・ミニマムと「ディーセント・ワーク」

の実現を (黒川俊雄)

第三章 グローバル化における日本のワーキング・プア問題と最低賃金制・公契約問題——ディーセント・ワークの視点から (小越洋之助)

第四章 公的年金制度とナショナル・ミニマム——グローバル化における最低保障年金の位置と意義 (小越洋之助)

第五章 グローバル化と食糧主権、価格保障 (真嶋良孝)

刊行によせて

あとがき

3. 本書の概要と重要な指摘

第1章では、アメリカが主導するグローバル化とは本質的にアメリカを潤すしくみであるということが分かりやすく示されている。グローバル経済の最大の特徴は、発展途上国からの輸入品が急拡大し、しかも輸入の多くは先進国の多国籍企業を中心になって行っている点である。著者は、その背景には、1995年に発足したWTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) の下で多国籍企業優位の国際分業があり、多国籍企業が利益を得ていくしくみが「労働に価値をおかないグローバル経済」という問題点にあることを指摘する。また、WTO体制の下で拡大する契約中心の

経済のあり方が下請け企業と労働者に犠牲を強いるという問題点を鋭く指摘し、企業の社会的責任に言及する。

つぎに、世界金融危機と新自由主義の限界が論じられる。サブプライム・ローン問題に端を発し、リーマン・ショック、アメリカの金融危機から世界経済危機へという流れの中で、輸出依存の日本経済は先進国の中でも深刻な景気後退に陥った。著者はこの日本経済の輸出依存の構造が、財界主導の「構造改革」路線によって強化されてきたことを忘れてはならないと指摘する。これは非常に重要な指摘である。著者が述べているように、今の経済構造を変えない限り、今後も今回のような深刻な景気後退が繰り返されるということである。

では、どうすればよいのか。日本の輸出依存の問題、内需低迷のメカニズムを歴史的に検証した上で、著者は、基本的な経済観の転換、新自由主義的な経済政策からの転換を主張する。具体的には労働者の雇用を守り、所得の向上を目指す制度改革を前提に、福祉や医療、教育などのサービス部門を経済の一つの柱にしていくことが不可欠であるとする。本当に安心できる社会保障制度を構築することによって、国民生活の向上と内需の拡大の両立を実現できるとする。

財源としては、所得税の累進制度の強化が重要であるとする。消費税の増税は、内需が冷え込んでいるときには貧者から富者への所得再分配という誤った政策になると指摘する。日本では、社会保障財源というと消費税の増税が持ち出されるが、著者の指摘はそのような議論に一石を投じるものである。経済政策の転換にはWTO体制の抜本的改革が必要であるが、まず、それぞれの国内でのナショナル・ミニマムの合意形成をしつつ、国際的な合意水準を形成していくことが必要だとする。

第2章では、グローバル化への対抗策として、ILO条約を手がかりにナショナル・ミニマムの確立と「ディーセント・ワーク」の実現へ向けての広義の労働者保護という「もう一つのグローバル化」が提起される。

まず、著者は、グローバル化を進めてきたWTO体制の形成と多国籍企業のあり方を歴史的に整理した上で、ナショナル・ミニマムの最低賃金制を軸とした法制化が必要だとする。さらに、低いほうを大幅に引き上げる方式での国際的な格差の縮小が必要だとする。まさに「もう一つのグローバル化」である。著者は、すでにEUの最低賃金政策に「もう一つのグローバル化」の始まりをみている。

つぎに、「ワーキング・プア」をなくすために「ディーセント・ワーク」の実現が必要であるとする。「ディーセント・ワーク」とは、1999年にILOが21世紀のグローバルな目標として掲げたもので「働きがいのある人間らしい仕事」と訳される。その実現には、「結社の自由及び団体交渉権の効果的承認」というILOの「中核的労働基準」を土台とし、「広義の労働者」の権利保障が必要であるとする。

具体的な問題として、雇用関係の偽装化と曖昧化の問題、その典型としての派遣労働について論じる。著者は、雇用関係の確認や均等待遇原則の導入などが必要であることを指摘する。著者のいうように、現行労働者派遣法の抜本的な改正がなければ、貧困は生み出されつづけるだろう。

本章では、企業の社会的責任という点から、解雇規制の立法化や企業倒産に対する労働債権の確保についても指摘している。「ディーセント・ワーク」の実現は「ユートピア」を求めるものではなく、米国にもその例はあること、米国発の金融危機を発端に「もう一つのグローバル化」に向かう兆候が見られることを述べ、本章は締めくくられる。

第3章では、グローバル化による格差拡大と貧困化の実態を指摘した上で、「ディーセント・ワーク」という視点から日本のワーキング・プア問題が取り上げられる。

著者は、非正規雇用を拡大させた「真犯人」は日本の経済界・大企業であると同時に、日本政府が規制緩和策をサポートしてきたと指摘する。日本の非正規雇用の多くに共通する特徴として、雇用不安、低賃金、社会保険の適用の不十分さがあ

り、このような雇用形態が増えれば、ワーキング・プアの増大も必然であるとする。ワーキング・プアは雇用形態でも所得でもディーセント・ワークの明確な欠如を示している。

つぎに、稼働世帯の低賃金問題にかかわる論点として、著者は、新自由主義者からの「最低賃金制の役割を否定し教育訓練を重視する見解」や貧困研究者の「最低賃金制への無関心・軽視の傾向」を批判する。たとえば、教育訓練の後、慢性的な人手不足といわれる介護労働に労働者が定着していないことに言及し、ディーセント・ワークにふさわしい待遇を得られていないのではないかという。

そして、「グローバル・スタンダードとしての最低賃金制の位置」が論じられる。国際比較からは、日本の最低賃金の低さと大幅な引き上げの重要性が指摘される。関連して、世界の趨勢が全国一律の最低賃金制であると指摘する。平均賃金に比した最低賃金水準という点からは、ヨーロッパ先進諸国が40%台に達しているのに対し日本は28~29%と最低であるとする。

正規雇用から非正規雇用への急速な置き換えが進む中、著者のいう全国一律の最低賃金制と最賃水準の大幅な引き上げがなければ、ワーキング・プアは生み出され続けることになる。著者は、対症的な貧困問題対策ではなく、今日の貧困を生み出している根本的な要因に言及しているのである。稼働世帯の貧困解決に示唆をあたえるものとして非常に重要な論点である。

また、本章では、民営化・民間委託化の手法により、官製ワーキングプアの大量発生という問題が起こっていることも指摘している。

第4章は、格差と貧困の広がりの中で忘れてはならない問題として、高齢者の貧困問題が公的年金制度の問題を軸に論じられる。日本の公的年金制度は「国民皆年金」といいながら総じて年金水準が低く、国民年金（≒基礎年金）での最低生活保障が欠如していることが問題点としてあげられる。また、国民年金は空洞化しているだけでなく、対象者が変化していることが指摘される。対象者の7割が無職と非正規雇用、常用労働で占められ

ているのである。著者は、グローバル化や不況の影響で、厚生年金の空洞化も進んでいると推定する。著者は、ILOの「社会保護」を手がかりに、選別性のない普遍的な制度が必要であるとする。高齢期の所得保障システムとして、スウェーデン、イギリス、フランスの例を紹介しながら、最低保障年金の必要性を提起する。

つぎに、ナショナル・ミニマムとしての最低保障年金はどのような位置にあるものなのかという視点から、最低賃金と生活保護基準、基礎年金の関係が論じられる。著者の主張は、税方式の最低生活保障年金の導入である。その際、年金の最低保障水準と連動する全国一律の最低賃金制が展望されるべきで、さらに、最低でも生活保護の生活扶助部分に相当する最低保障年金を導入し、2階部分に拠出制の新国民年金による上積みを図ることを提案する。最低保障年金と拠出制新国民年金を合わせたもの水準と全国一律最賃制をリンクさせ、ナショナル・ミニマムを構成する諸制度の連関を図る措置を展望する。年金制度の空洞化や生活保護世帯に占める高齢世帯の割合の高さを考えると、著者のいう最低保障年金の必要性は今後広く議論されるべきではないだろうか。

また、本章では、地域別という軸のない最賃制や級地区分のある生活保護基準が「あいまいな基準」として政府当局にご都合主義的に使われながら、全体として所得保障が低水準に押しとどめられてきた実態が明らかにされている。裏をかえせば、全国一律という軸がいかに重要かということを示唆する重要な指摘である。

第5章では、グローバル化の下での食と農の問題が論じられる。「あとがき」にあるように、本章は、日本にナショナル・ミニマムを実現する上で地方の再生、特にその基礎となる農業の再生が不可欠であるという認識から設けられている。

まず、グローバルな視点から食と農の危機的状況が「質」と「量」の両側面から示される。著者は、世界的な食糧危機の背景として、バイオ燃料ブームと投機マネーの暗躍を問題視する。グローバル経済への統合が途上国経済と飢餓を深刻にし、さらにバイオ燃料がからむとともっと悲惨であ

るとする。また、日本の食糧自給率の低さからくる食糧の買いあさが飢餓に苦しむ人の食糧主権を侵害していると指摘する。同時に、食の不安をかかえる日本の消費者と農民は被害者であるとする。

では、どのように食の農の危機的状況を克服できるのか。著者は、「食糧主権」にその可能性をみる。「食糧主権」とは、安全な食べ物を適切な価格で手に入れる権利、こういう食べ物を家族経営農民が持続可能なやり方で生産する権利、このような政策を国際機関や大国の干渉を排除して実現する国家の権利である。日本での「食糧主権」確立の核心は食の安全の確保と自給率の向上にあり、そのためには所得補償だけでなく、価格保障が必要であると主張する。「安くて危険な」輸入食品ではなく、国産の農産物に対する安定した需要が生まれるように、全国一律の最低賃金制の実現が価格保障の基礎的条件になるとする。稲作農民の労賃（家族労働報酬）179円は衝撃的な数字である。農民が投下した労働に対して他産業並みの労賃をという指摘は最もなことではないだろうか。ただし、農民が農業で生活できる賃金の内実については、経営規模や農業の担い手のなども合わせ、もう少し丁寧な議論がいるように思う。

4. おわりに

本書の特徴は、今日の貧困はグローバル化の結

果であり貧困からの脱却も「グローバル」に取り組まなければならないという視点から論じているところにある。その上で、まず、全国一律の最低賃金制の確立を軸としたナショナル・ミニマムの確立に貧困からの脱却の糸口をみる。

生活困難と不安の広がりとは2009年夏の政権交代をもたらしたが、政権交代後も「貧困と停滞からの脱却」への道筋は不透明なままである。生活保護世帯の急増はとまらず、200万世帯を突破した（2011年3月現在）。なかでも現役世代の生活保護受給者の増加が特徴であり、本書が提起する最低賃金制を軸としたナショナル・ミニマムの確立は喫緊の課題である。

各章に共通するキーワードに「国民の共同」「連帯」「グローバルなたたかい」がある。まず、働けば人間らしい暮らしができることは「当たり前」でなければならない、そのことは国内外を問わないという共通認識が重要なことだろう。合わせて、働けない場合の生活保障のしくみが体系的に構築される必要がある。

本書は国民的最低限（ナショナル・ミニマム）保障をその軸になるべき最賃制を軸に論じている。「軸」をしっかりとさせた上で、医療や教育、住宅など生活にかかわる基礎的な分野において、ナショナル・ミニマムをどう考えるかが今後の課題として残されている。

（ゆかわじゅんこ・京都YMCA国際福祉専門学校）